○　入札方法、消費税の取扱い等（単価契約）

【重要】

本件入札は単価契約であるが、入札金額の入力及び落札の決定は総価によって行う。

落札決定にあたっては、入力された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入力すること。

契約金額は、入札金額に 100 分の 110 を乗じた金額とする。

消費税法等の改正等によって消費税等の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

１　京都市電子入札システム利用可能時間等

⑴　インターネットを利用した入札参加者

午前９時から午後５時まで（ただし京都市の休日を定める条例第１条第１項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

なお、使用するＩＣカードの名義は、本市に提出済み「使用印鑑届」の代表者氏名（受任者を届け出ている場合には、当該受任者の氏名）と同一人であり、かつ、落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。

⑵　契約会計課内設置入札端末機使用者

午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで（ただし休日を除く。）

２　入札データの訂正等

入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

３　仕様書の入手等

本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後５時までに、本件の仕様書等を契約会計課ウェブページから入手し、見積りのうえ、入札期間中に入札を行うこと。

４　問合せ先

〒６０１－８１１６　京都市南区上鳥羽鉾立町１１番地３

京都市上下水道局総合庁舎２階
京都市上下水道局総務部契約会計課
（電話　０７５－６７２－７７２６　FAX　０７５－６８２－０２８６）
ウェブページのアドレス
https://www2.nyusatsu.city.kyoto.lg.jp/suido/ebid/portal.htm